

第 2 回レポート課題

助教授 濱本 正太郎

テキスト pp. 18-22 の記述に従い、

- ・ Le Parlement européen ヨーロッパ議会
- ・ Le Conseil européen ヨーロッパ理事会
- ・ Le Conseil des ministres （閣僚）理事会
- ・ La Commission （ヨーロッパ）委員会

の 4 つの機関のそれぞれにつき、憲法条約によって何が変わるのかを簡潔に述べよ。回答は、日本語でもフランス語でも良い。